

船橋市市民防犯推進協議会会則

(名称)

第1条 この協議会は、「船橋市市民防犯推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための事業の協議及び関係団体への周知、協力を図ることにより、平穏な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市民及び事業者の防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 市民及び事業者の自主的な防犯活動に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の収集や提供に関すること。
- (4) 防犯関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に定める者とする。ただし、同表3の項から7の項までに定める者においては、同表1の項に定める者が指名した者とする。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員を追加することができる。

(相談役)

第5条 協議会に別表第2に定める相談役を置く。

2 相談役は、会長の諮問に依りて意見を述べ、又は会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 会長は、船橋市長とする。

2 副会長は、委員の中から選出する。

- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会の委員以外の者を会議へ出席させることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、その所属する団体に対し、会議の内容を伝えるとともに、会議で協議した事項について、周知と協力を要請するものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民生活部市民安全推進課において処理する。

(補則)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この会則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年3月30日から施行する。

(委員の追加：児童・生徒防犯安全対策室 室長)

附 則

この会則は、平成24年4月2日から施行する。

(組織名の変更：市民安全推進課、教育総務課)

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

(団体、組織名の変更：船橋市保育協議会、地域子育て支援課)

附 則

この会則は、平成27年10月1日から施行する。

(組織名の変更：保育認定課)

附 則

この会則は、平成30年3月1日から施行する。

(第7条第2項の追加)

(委員の追加：船橋市老人クラブ連合会 会長、船橋市消費者安全確保地域協議会 会長)

附 則

この会則は、平成31年4月1日から施行する。

(組織名の変更：警防指令課)

別表第1 船橋市市民防犯推進協議会委員

	団 体 等 の 名 称	役 職 等
1	船橋市自治会連合協議会	会長
2	船橋市自治会連合協議会	防犯部会長
3	船橋市自治会連合協議会	南部地区
4	船橋市自治会連合協議会	西部地区
5	船橋市自治会連合協議会	中部地区
6	船橋市自治会連合協議会	東部地区
7	船橋市自治会連合協議会	北部地区
8	船橋警察署生活安全課	課長
9	船橋東警察署生活安全課	課長
10	船橋市消防団	団長
11	船橋市PTA連合会	会長
12	船橋市小学校長会	会長
13	船橋市中学校長会	会長
14	船橋市立船橋特別支援学校	校長
15	船橋市立船橋高等学校	校長
16	船橋市青少年相談員連絡協議会	会長
17	船橋市青少年補導委員連絡協議会	会長
18	船橋市社会福祉協議会	会長
19	船橋地区保護司会	会長
20	船橋市民生児童委員協議会	会長
21	船橋市保育協議会	会長
22	船橋市私立幼稚園連合会	会長
23	船橋商工会議所	会頭
24	船橋市商店会連合会	会長
25	船橋遊技場防犯組合	組合長
26	船橋質屋組合	組合長
27	船橋市老人クラブ連合会	会長
28	船橋市消費者安全確保地域協議会	会長
29	船橋市市民生活部自治振興課	課長
30	船橋市福祉サービス部地域福祉課	課長
31	船橋市子育て支援部保育認定課	課長
32	船橋市子育て支援部地域子育て支援課	課長
33	船橋市経済部商工振興課	課長

34	船橋市消防局警防指令課	課長
35	船橋市教育委員会管理部教育総務課	課長
36	船橋市教育委員会学校教育部学務課	課長
37	船橋市教育委員会学校教育部指導課	課長
38	船橋市教育委員会学校教育部保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室	室長
39	船橋市教育委員会生涯学習部青少年センター	所長

別表第2 船橋市市民防犯推進協議会 相談役

	団体等の名称	役職等
1	船橋警察署	署長
2	船橋東警察署	署長